

自賠責共済（保険）の取扱いに係る特別措置について

1. 特別措置の適用

この特別措置は、令和2年台風10号による被害にともない、道路運送車両法第61条の2の規定に基づいて自動車検査証の有効期間が伸長された下記対象地域に使用の本拠を有する自動車等について、当該自動車等の契約者（個人・法人の別を問わない。）から、書面（別紙）により本特別措置の申請があり、かつ当会の承諾があった場合に適用します。

<伸長対象地域>

山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県の全域

2. 特別措置の内容

（1）継続契約の締結手続の猶予

[検査対象車]

車検伸長対象地域に使用の本拠を有する車両のうち、自動車検査証の有効期間の満了日が（2020年9月6日から2020年9月13日）までの自動車であり、（2020年9月6日から2020年9月14日）までに共済期間の終期が到来する共済契約は、同一車両に係る継続契約の締結手続を、2020年9月14日を限度として、猶予します。

[検査対象外車]

2020年9月6日から2020年9月14日までに共済期間の終期が到来する共済契約については、同一車両に係る継続契約の締結手続を、2020年9月14日を限度として、猶予します。

（2）継続契約の共済掛金払込みの猶予

2020年9月6日から2ヵ月後の末日（2020年11月30日）までに契約者が払込むべき継続契約の共済掛金の払込みについては、2ヵ月後の末日（2020年11月30日）を限度として、猶予します。

※ 契約者等（契約者、使用の本拠）の状況から、特別措置適用の有無を整理した表は次のとおりです。

[検査対象車]

契約者	使用の本拠	手續猶予	払込猶予
○災害救助法適用地域内に居住する契約者			
○今回の災害で被災された契約者			
○今回の災害で被災した保険会社（組合）、代理店・扱者の取扱う契約者	伸長対象地域内	○ (2020年9月14日まで)	○ (2020年11月30日まで)

○今回の災害の復旧に派遣された警察、自衛隊、電力会社等の職員 ○その他各社が適用妥当と判断する者	伸長対象 地域外	×	○ (2020年 11月30 日まで)
上記以外	伸長対象 地域内	○ (2020年 9月14日 まで)	○ (2020年 11月30 日まで)
	伸長対象 地域外	×	×

[検査対象外車]

契約者	手續猶予	払込猶予
○災害救助法適用地域内に居住する契約者 ○今回の災害で被災された契約者 ○今回の災害で被災した保険会社（組合）、代理店・扱者の取扱う契約者 ○今回の災害の復旧に派遣された警察、自衛隊、電力会社等の職員 ○その他各社が適用妥当と判断する者	○ (2020年 9月14日 まで)	○ (2020年 11月30 日まで)
上記以外	×	×

以 上